

令和元年度奈良県自然環境保全審議会 鳥獣部会  
会議録

- 1 日時：令和2年2月5日（水） 10:15～12:05
- 2 場所：奈良市登大路町36-2 奈良商工会議所4階 404会議室
- 3 出席委員（部会長以下五十音順）  
横山部会長 大井委員 川口委員 中川委員 揉井委員 八代田委員 吉岡委員
- 4 審議会の開会
  - ・ 会議の成立について  
委員8名中、7名の出席があり、奈良県自然環境保全審議会運営要綱第4条第4項の規定により会議は有効に成立する旨、事務局から報告。
  - ・ 議長選出  
奈良県自然環境保全審議会運営要綱第4条第3項の規定により横山部会長を選出。
  - ・ 会議の公開  
奈良県自然環境保全審議会の会議の公開等の取扱いにより会議の公開を決定。
- 5 議事の概要

<審議案件>

第1号議案 第12次鳥獣保護管理事業計画(第2回変更)について  
(事務局)

変更内容は1点。第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項  
有害鳥獣捕獲の許可の緩和。

ノウサギ、イノシシ、ニホンジカ、アライグマの捕獲許可の日数を3箇月以内から6  
箇月以内に延長すること。

(揉井委員)

変更とする動物とは別の鳥のことになるが、ゴイサギ、コサギについて養殖業や放流  
業などにどれだけの影響が出ているのか存じ上げていないが、県内ではこの小型のサギ  
が減っている。養殖業や放流業に影響を与えているとすれば、大型のアオサギやダイサ  
ギの方が被害を与えていると思う。

ゴイサギについては県のレッドリストに改訂版で載せられており、希少種に格上げ  
されている。奈良支部の探鳥会においてもコサギ、ゴイサギの記録が最近めっきり少な  
くなった。ここでゴイサギ、コサギが挙げられているのは考えていく余地があるのでは

ないか？

(事務局)

実際に県が捕獲許可を出している事例はアオサギに対してであり、県南部の水産業に被害を与えているということで対応している。ゴイサギ、コサギの許可申請というのはほとんど無いのが実状であり、こちらの勉強不足でゴイサギがレッドリストに載っていることは認識していなかった。被害の実状を鑑みて削除するかどうかについては検討する。

(横山部会長)

野鳥の個体数のセンサスなどのデータはお持ちなのか？もしそういったデータをお持ちであれば提供していただければ、おそらく決められた時から時間が経ってそのまま残っているということもあり得るので、現状に則して変更していくのは確かにそのとおりである。ただそういったデータというのはあまりないので次回までにご提供いただいて検討するというところでよいか？

(揉井委員)

了解した。

(中川委員)

ゴイサギが大淀のゴルフ場の池に住み着いており、グリーンが枯れるという被害を聞く。

(揉井委員)

繁殖地や餌場として優位な所は、大きなアオサギ等にとられてしまっている。

(中川委員)

水の汚染がひどくなると、ゴイサギ等白い鳥が増える。それがカワウ等を連れてくる。水質にも問題がある。

(横山部会長)

被害状況等、何によってどんな被害があるか現状把握したうえで次回の検討課題ということでのよいか。

本来の変更点である4獣種の許可期間の変更についてはどうか？

(中川委員)

賛成である。

(横山部会長)

ほとんどの都道府県で3ヶ月以上になっているところが多い。ノウサギの被害がそんなに存在しているとは聞かないが、奈良県ではこの4獣種ということである。

(吉岡委員)

(配布資料の概要について、)「有害捕獲許可の『緩和』」の部分について意見。

今回の変更では捕獲許可期間を延ばすということであれば、表記の方法を「強化」などが妥当ではないか？

(横山部会長)

確かに。緩和であれば制限を解除するような表現になるので、表記の仕方は捕獲許可の「延長」にしてはどうか。

(事務局)

「延長」という標記に訂正する。

(大井委員)

記述が現在の状況とあっていないというのは同意。

第 12 次鳥獣保護管理事業計画書 1 ページ目、第二の(1)の①の 7 行目「しかしながら全県的に見れば近年の都市化の進行や戦後の拡大造林等により、広範囲にわたって自然林が伐採され、次第に鳥獣本来の生息地域が失われつつある。」について、奈良では都市化はあまり進んでいないのではないか。逆に農山村では耕作放棄地が増えて鳥獣の生息地が増えていると思う。

実際はどうなのかを伺うとともに、現状と違うのであればこの標記については変更をした方がいい。

(事務局)

現在の状況とは異なる点がある。平成 29 年からの計画であり、その前の計画からの記述をそのままにしていると思うので、鳥獣の生息地域の拡大等の事実を現状に合わせて変更していくことを検討する。

(横山部会長)

動物が増えることによって希少種を守ることが出てくると思うので、ここに書いてあることと齟齬が生じてくると思うので検討頂きたい。

(揉井委員)

概要の 2 ページ目の最後にある、「鳥獣への安易な餌付けや～」のところに「安易な放鳥」も付け足して欲しい。観察会などで、こんな所に居るはずないというような鳥を見かけることがある。

(横山部会長)

それは外来種か。

(揉井委員)

飼育されているものの逃げ出しや野外への故意の放鳥である。

(横山部会長)

4 獣種の許可期間については大丈夫ということなので、概要については標記を変更する部分を変更するというにはなるが、承認をしてもいいか？

(委員全体)

異議無し。

(横山部会長)

承認とする。

→原案どおり承認。

第2号議案 奈良県ツキノワグマ保護管理計画変更(案)について

(事務局)

ツキノワグマ保護管理計画変更(案)について説明。

その前に森林技術センターの生息状況調査についての情報を踏まえて変更点を説明する。

(森林技術センター研究員)

ツキノワグマ生息地域調査について説明。(カメラトラップ調査、アンケート調査、調査結果に基づく生息数推定について、それぞれ説明。)

(事務局)

保護管理計画の新旧対応表等に基づき、変更点について説明。

(横山部会長)

大変ボリュームのある内容でしたが、変更計画についてはどうか?

(大井委員)

生息数調査の調査方法について質問。

どこを基準にしてバッファーを発生させたのか、表2の範囲で標記してある2 km、3 km、4 kmの単位の根拠は何?

(森林技術センター研究員)

バッファーは各トラップを中心としてその最外郭をつなげてこの図を作っている。参考にしたのは兵庫県の第二期ツキノワグマ保護管理計画で、行動圏がオスで64 km<sup>2</sup>、メスで42 km<sup>2</sup>となっており、それに基づくとともに、農業水産振興課より2008年調査とできるだけ近い条件で推定してほしいということだったため、それを根拠とした。

(大井委員)

生息数を推定するのに生息密度の範囲を2 kmは狭すぎる。3 km、4 kmを根拠として推定した方がいい。

(森林技術センター研究員)

ご助言、ありがとうございます。

(八代田委員)

カメラトラップ調査の設置場所の配置が結果に大きく関わってくるかと思うが、提示資料の図によると直線で配置しているが、これは何かを根拠にしているのか、それとも2008年調査を元にしてやっているのか?

(森林技術センター研究員)

2008年調査に準じてできるだけ設置しているのもある。上北山村では県有林に設置しており、その中で設置できる場所を探した結果この場所になっている。

(横山部会長)

生息数は最低これだけいるという標記になっていると思うが、個体の性別や幼獣なのか親子連れなのかは確認されているか？

(森林技術センター研究員)

カメラで確認はしているが、まだ全然考慮ができていない状態である。

(横山部会長)

個体識別はできていないし斑紋も確認できないが、カメラには写っているということ？

(森林技術センター研究員)

はい。

(横山部会長)

調査地について意見。

できるだけ調査地については拡大させる必要がある。例えば天川村など生息地域の中心部や生息拡大地域で調査するのが理想ではないかと考える。

兵庫県が実施した衛星による調査では 300km<sup>2</sup> 移動したという結果も出ていて、移動距離には個体差や柔軟性もあり、移動する目的によっても変わるのでそれについてもご承知していただきたい。

冬眠する場所として植林地を選ぶこともあるようである。

どうやってこのデータを生かしていくかで考慮すべきことがたくさんある。調査地を選ぶのに植林地を外すと、事実と違った結果になる可能性があることを考慮してほしい。

(森林技術センター研究員)

了解。

(中川委員)

川上村の大迫ダムの奥にはかなり生息している。上北山村和佐又山から天川村にかけて、十津川村から野迫川村にかけても多い。人間に出会ったからすぐに攻撃してくるということはない。彼らは人間には基本的にはおびえている。調査をするのはわかるが、クマを見たから危ない、捕獲しないといけないという認識をするのではなく、クマがどれだけの被害を出しているかを見てから対応をして欲しい。

(事務局)

クマについての正しい知識の普及についても計画に含んでいきたいと考えます。

(大井委員)

クマが出たからといって過剰に反応しないようにする。

本当に危険なときには対処する必要があるので、捕獲の情報や出沒の情報をしっかりと記録し、適切な対応ができたかどうかを分析する必要がある。

万が一人身被害が起こった場合にどうするかの記事がされていない。

再捕獲個体が、過去に人身被害を起こしたクマかどうかを、どのような方法で判断す

るのか明確にし、その方法が実施できるようにしておく必要がある。秋田県の人身被害の事例もある。捕獲個体が加害個体であるかどうかの判断がつかなかった。クマネットワークでマニュアルを作成しているので参考にして、万が一人身被害が発生したときの指針やマニュアルを作ってみて下さい。

(吉岡委員)

実際にツキノワグマは増えているの？

推定値によれば増えているようでもあるが、ほとんど変わらないとも判断できる。それならば、なぜこの段階で第4次計画を変更する必要があるのかに疑問を感じるが…どうですか？

(中川委員)

そんなに増えていません。

(吉岡委員)

増えていないのであれば、緊急性があるのかどうかはわからない。森林技術センターの調査を踏まえてということであるが、どういう意図で変更としたのか？

(事務局)

一番の変更点は、学習放獣された個体が3回目に捕獲されたものについて殺処分するとなっていたが、それが2回目に捕獲された個体について検討するとしたこと。生息数については先ほど説明したとおり。一方、出没地域の情勢というのが以前と比べてだいぶ変わっている。住んでいる方もクマとの接点がなく、クマが出没すると大変恐怖心を抱かれる。また、捕獲した個体を奥山に放獣することについて大変抵抗を持っている。

(これまで)2回捕獲された個体は4.8%であり、このことによって生息密度に影響を及ぼすことも低いと考える。

(横山部会長)

いくつか論点があるが、吉岡委員の「本当に増加傾向があるのかどうか？分布拡大はあるのか？」……被害については増えているということで良かったか？

(事務局)

今年度は出没した個体が蜂の巣箱を荒らすなどの被害が多かったという事実はある。

(横山部会長)

保護管理計画を見れば捕獲許可件数がわかるが、被害対策について、出没する要因があるかとは思いますが、そこに対する施策や文言の修正についてはどうか？

(事務局)

具体的に考えているのは、ツキノワグマの出没地域の市町村担当者に対応についての講習会をしていく。

(横山部会長)

出没した際の原因についてはしっかりと把握しているか？

(事務局)

把握している。巣箱の被害があった際は撤去したり移動させたりをするよう指導も行っている。

(横山部会長)

捕獲強化と捉えられる可能性のある施策ではあるので、被害防止についても対策の両輪になるのでそちらもしっかりと記述をしてほしい。

(事務局)

計画(案)に記述している。今年度も数回、現場での対応をしたが、(クマへの恐怖心から)殺処分を望む声が出てくる。また、こちらが(ツキノワグマの)生態の説明をしても専門家ではないことから、なかなか納得頂けない。捕獲後の対応を委託している専門の方をお呼びしての講習会と、また年度が変わってから保護重点区域の市町村に出向き、保護管理計画を説明し、了解を得ながら、クマを怖がらないで適切な対応を地域の人々に言ってくれる人を養成していくことが大事と考える。計画(案)における「人身事故の防止」において、市町村、警察、猟友会地元支部との連絡・対応等、危機管理体制を整備するとしている。

(中川委員)

被害を受けている林業関係者からの捕獲に対する要望も強い。また、地元の人や山の所有者からの声もあり、猟友会としては捕獲した個体を逃がすことは抵抗がある。

しかし、この対応の必要性も理解している。そういう声もあるということを理解していただきたい。

(大井委員)

出沒防止のために誘引物の管理をすることは記述されているが、学習放獣か殺処分かの判断において、誘引物の処置がされているかどうかを条件に追加した方がいいと思う。

(横山部会長)

本来であれば出沒した原因を取り除いて、対策をとったうえでそれでも出てくるようであれば殺処分も仕方ないとなる。そのあたりがはっきりと読めるような記述が必要。

「集落付近に頻繁に出沒(7日以上)」としているが、本当に出沒していたら7日以上という具体的な日にちを設定してしまうと、深刻な状態で今すぐ殺処分などの対応をしなくてはいけないなどの場合に足かせになる恐れがあるのでは？

(事務局)

今年度の出沒の例で家の敷地の柵を壊したというのがあり、ここで捕獲檻を設置したがなかなか捕まらなかった。一週間たつと地域の人たちの不安が強くなるという事例があったため、7日としている。一週間様子見てそれでもだめなら次の手を打とうかという意味合いでの7日である。

(横山部会長)

出沒の状況は様々だとは思いますが、本当に対応しないといけないものを放置すると殺処分への要望が高まってしまい、判断は難しくなるが、日にちを記載するのは多様な状況に

対応できないのではないかと。

また、「手負いの形跡があるかどうか」についてですが、現在では狩猟によるケガは無いはず。錯誤捕獲により負傷している場合は多数あるが、手負いであるかどうかは一切関係ないと思う。「手負いの跡をつけておけば殺せるのか」と誤解される可能性もあるので削除した方がいいのではないかと？

(大井委員)

そのとおりです。

(事務局)

了解。削除する。

(横山部会長)

こちらの地域個体群は絶滅の恐れがあると判断されているので、保護により数が増えるのはよいこと。現状を把握しきれない状況であるが出没対策をすることが重要。学習放獣後、2回目に捕獲されたら殺処分を検討するという判断は、あくまで私の経験上ですが出没個体に関していえば適切な対応だと思う。

あくまで検討できるということですね？

(事務局)

はい。そうです。

(横山部会長)

そうであれば適切であると判断します。いかがでしょうか？

(八代田委員)

一般対応と緊急対応の違いについて質問。

違いは銃が使えるかどうかになるかと思うが、緊急対応で対応するとなったときに2回目の捕獲なのかを判断してから捕獲するののかというのはこれから考えないといけない。先日のような場合の集落に頻繁に出没する個体について、一度も捕獲されたことがなかった場合でも緊急対応で殺処分するのかということを検討した方がいいのではないかと思います。

(横山部会長)

2回捕獲されたらというのはどちらの対応でも同じ…？

(事務局)

一般対応は目撃情報が来たときにどうするかということで、出没地区に檻を設置して経過を見るという対応になる。

緊急対応の場合は、実際にこちらも積極的に動いて捕獲できるような体制にし、その個体を捕まえて、次にどうするかという判断に持って行きたいという形というのが違いになる。

(吉岡委員)

変更することに異議はないが、森林技術センターのデータをできるだけ利用してここ



へ入れて、要するに保護管理計画なので、こういう実績があったというのは一行二行でここまで細かく記述する必要はない。もう少し簡潔にして、実際にどうするという話をこの会議にあげて頂きたい。

(横山部会長)

時間が押しているがどうでしょうか？よろしいでしょうか？

(八代田委員)

錯誤捕獲については捕獲実績に入れていないということだが、実際に錯誤捕獲された個体については何か標識などはつけているのか？

(事務局)

イヤータグとマイクロチップをつけて、学習放獣をしている。

(中川委員)

出没したら連絡をください。有効な捕獲方法を知っている。

(事務局)

ありがとうございます。

(横山部会長)

文言も修正する点と少し検討すべき点があるかとは思いますが、この案自体に問題は無いということで、文言等は事務局と私の方で一任させていただいて修正させていただくという形で対応させていただくということでよろしいでしょうか？

(全委員)

異議無し

(横山部会長)

異議がないということで承認したいと思います。

本日の審議案件は以上となります。それでは進行を事務局にお返しします。

→文言等の修正は部会長に一任のうえ、承認。

(事務局)

モニタリング報告書のながれについて説明。

#### <報告事項1>

奈良県ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画令和元年度モニタリング報告について

##### ■説明

(事務局) 概要を説明。

##### ■意見等

(横山部会長)

わな猟というのはくくりわなのみですか？それとも全てですか？

(事務局)

くくりわな、箱わな、囲いわな全てです。

(横山部会長)

それを分離することは可能ですか？くくりわな、箱わな、囲いわなを別々の記述はある？

(事務局)

12 ページにわなの種別での捕獲効率を記載している。捕獲頭数等について表などは載せてはいないのですが、捕獲効率については出させていただきます。

(横山部会長)

ありがとうございます。

### <報告事項2>

奈良県イノシシ第二種特定鳥獣管理計画令和元年度モニタリング報告について

#### ■説明

(事務局) 概要を説明。

#### ■意見等

(大井委員)

イノシシの森林被害についての表が載っているが、どんな被害があるのか教えてください。

(幹事)

主に苗畑の被害になります。

(大井委員)

掘り起こしなどの被害ということ？

(幹事)

そうです。

### <報告事項3>

奈良県ツキノワグマ保護管理計画令和元年度モニタリング報告について

#### ■説明

(事務局) 概要を説明。

#### ■意見等

(八代田委員)

錯誤捕獲されて放獣されたその個体がまた錯誤にかかるなどの事例はあるか。

(事務局)

錯誤捕獲が再び捕まったのは1回だけ。過去16年で1回ある。

(大井委員)

被害対策の方はどのような対策が行われているのか。

(事務局)

技術的指導としてクマ剥ぎ防止テープの使用等は現場では勧めている。補助事業の補助対象にも挙げている。

(大井委員)

実損面積についてもグラフ等で表すと生息数の増加との関係がわかってくるので、次回からその対策のデータもお示しいただきたい。

(事務局)

了解。

(大井委員)

今年度はミズナラが凶作であったが、ミズナラと秋季の出没とのリンクは冷温帯地域でみられるので、奈良県ではまた別の樹種が関係している可能性がある。

困難はあると思うが、糞の分析などから秋のクマの主要な食物は何なのか明らかにしたうえで、その樹種をターゲットとした豊凶度調査を実施するのがよい。

#### <報告事項 4>

奈良市ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画令和元年度モニタリング報告について

##### ■説明

(奈良公園室) 概要を説明。

##### ■意見等

(八代田委員)

捕獲頭数を 140 頭としているが根拠は。

(奈良公園室)

奈良のシカ保護管理計画検討委員会に諮り決定している。個体群の維持ができる範囲で捕獲数を決めている。

(八代田委員)

捕獲数は毎年検討委員会で決めるということ。

(奈良公園室)

そうである。

(横山部会長)

県の資料では糞塊法による調査が行われているようであるが、このエリア(D地区)でも調査は行われているのか。

(事務局)

実施している。

#### <報告事項 5>

ニホンザル生息状況調査について

■説明

(事務局)

概要を説明。来年度、第二種特定鳥獣管理計画の策定をすすめる。

■意見等

(大井委員)

どういふ状況になった時に被害が増えたあるいは減ったと認識されるのか。具体的にどういふ対策をとればよいか明確にならないので、この点を抑えておく必要がある。

<その他>

(大井委員)

たくさんの検討課題があるのに時間が短い。

この部会では現状把握をきちんとした上で、具体的な対策の方針や施策等について集中的に議論できるようにしたほうが良い。技術的な話は科学部会等でやっておき、鳥獣部会で余計な議論や質問が出ないようにしておいたほうが良いのではないか。

(事務局)

以前は大型獣類については別の部会で特定計画モニタリング報告をしていたが、事情は分からないが近年開催されておらず、技術的な話もこの鳥獣部会で議論することになっている。また専門部会等の開催については検討させて頂くということでよいか。

以上の議事を認め署名する。

令和2年 3月 9日

署名委員

中川

張  印

令和2年 3月 9日

署名委員

吉岡

豊  印